

デジタルアーカイブスト養成機関の認定に関する規程

特定非営利活動法人

日本デジタルアーカイブスト資格認定機構

(称号の認定)

第1条 特定非営利活動法人日本デジタルアーカイブスト資格認定機構（以下「本機構」という。）は、本規程に定める要件を満たした機関に、デジタルアーカイブスト養成機関の称号を付与する。

(称号の使用)

第2条 デジタルアーカイブスト養成機関の称号は、本機構による称号認定証の交付を受けた機関でなければ、使用することができない。

(称号の取得)

第3条 デジタルアーカイブスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、当該機関において次に示す標準カリキュラムを実施し、単位を取得させるものでなければならない。

必修科目 【(6科目 各2単位 計12単位)】

デジタルアーカイブ概論
デジタルアーカイブ文化・メディア論
デジタルアーカイブ権利処理
デジタル化技術基礎
デジタルアーカイブの公開・利活用
デジタルアーカイブ政策・経営論

選択分野 【(10単位)】

デジタルアーカイブと教育
デジタルアーカイブと博物館
デジタルアーカイブと図書館
デジタルアーカイブと自治体・産業
デジタルアーカイブと専門職技能

2 標準カリキュラムとは別に養成機関で設定する分野に応じて授業内容を定める場合

は、資格検討委員会の審査を経なければならない。

- 3 選択科目については、当該機関の特色ある科目とする。
- 4 選択分野については、特定の資格の取得または、資格取得に要する所定単位の修得をもってこれに替えることができる。ただし、代替資格の課程には必ずデジタルアーカイブに関する内容を含むこととする。資格の例は、次に掲げるとおりとする。

デジタルアーカイブと教育	教員免許状
デジタルアーカイブと博物館	学芸員
デジタルアーカイブと図書館	図書館司書
デジタルアーカイブと自治体・産業	建築士
デジタルアーカイブ専門職技能	情報処理技術者試験（※） 情報処理安全確保支援士試験（※） 無人航空機操縦者技能証明（※）

注 上記のうち（※）を付しているもののように、単位修得を要しない試験または資格については、単位認定等により単位数を明示し、関連する科目または資格と合算して10単位以上を修得するものとする。

（指導者）

第4条 デジタルアーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、授業を担当する指導者として、上級デジタルアーキビストの資格を有する指導者2名（うち1名以上は専任指導者）を配置しなければならない。

（機材・備品等）

第5条 機材・備品は、デジタルアーキビスト養成教育に必要な機能をもつものを備えるものとし、その内容については、資格検討委員会の審査を経なければならない。

（実情調査）

第6条 実施状況について、必要に応じ本機構が隨時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定証を交付しないことがある。

（認定証交付申請）

第7条 デジタルアーキビスト養成機関の認定を受けようとする機関は、別に定めるデジタルアーキビスト養成機関認定証交付申請書に必要事項を記入して、本機構会長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請における指導者については、上級デジタルアーキビスト資格認定証のコピー及び在職を証明する書類のコピーを添付しなければならない。また指導者に変更があった場合は、その都度これらの書類を本機構に提出しなければならない。

(認定証交付)

第8条 本機構会長は、前条第1項の申請があったときは、必要事項の審査を行い、可及的速やかに、別紙様式による認定証を交付する。

- 2 前項の認定証の有効期間は、認定証交付の年度を除き、3年後の3月31日までとする。

- 3 認定証の再交付を受けようとする機関は、前条第1項の規定に基づき申請しなければならない。

(申請年度等)

第9条 申請の期限は、毎年6月末日及び12月末日とする。

(申請費用)

第10条 交付に要する費用は、1養成機関あたり20万円とする。次年度以降毎年度初めに年会費の10万円を納入するものとする。ただし、養成数が20名以下の場合は5万円とする。

附則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附則

この規程は、平成25年11月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月23日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年10月2日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。